

## 令和7年白老町議会議案説明会会議録

令和7年12月5日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時55分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明
- 

### ○出席議員（13名）

1番 水口光盛君	3番 氏家裕治君
4番 長谷川かおり君	5番 飛島宣親君
6番 前田弘幹君	7番 森山秀晃君
8番 佐藤雄大君	9番 前田博之君
10番 貳又聖規君	11番 森哲也君
12番 西田祐子君	13番 広地紀彰君
14番 小西秀延君	

---

### ○欠席議員（1名）

2番 田上治彦君

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	大黒克巳君
総務財政部長	鈴木徳子君
企画振興部長	三上裕志君
都市整備部長	舛田紀和君
保健福祉部長	齊藤大輔君
教育部長	富川英孝君
消 防 長	小玉修君
病院事務長	本間力君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 本間弘樹君

主 幹 小山内 恵 君

---

◎開会の宣告

○議長（小西秀延君） これより令和7年定例会12月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（小西秀延君） 定例会12月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算5件、条例の制定及び一部改正8件、議決事項の変更1件、損害賠償額の決定2件、人事の諮問1件、専決処分の報告2件、合わせて19件であります。順次、議案の説明をいただきます。

○議長（小西秀延君） ここであらかじめお諮りいたします。

日程第2から第5、日程第11から第14までの条例の制定及び一部改正についての議案説明であります。条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度白老町一般会計補正予算（第8号））、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度白老町一般会計補正予算（第8号））であります。

このたびの専決処分につきましては、10月1日の豪雨災害に伴いまして、社台・白老地区をはじめ町内各地区において被害が発生したことから、これらに対する応急作業に要する経費を専決により補正させていただいたものであります。

報1-2をお開きください。専決処分書です。

令和7年10月1日付で、令和7年度白老町一般会計補正予算（第8号）の専決をしております。歳入歳出それぞれ5,933万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億9,451万4,000円とするものであります。

3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、4ページの2、歳出につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に、5ページ、「第2表 地方債補正」につきましては、記載のとおりでありまして、内容につきましては歳出のところで説明をさせていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

9款消防費、1項4目災害対策費、(1)災害対策経費5,933万5,000円の増額補正であります。

10月1日、低気圧が急速に発達しながら通過した影響によりまして、大雨警報及び洪水警報が発表され、町内各地区において大雨による道路の路肩決壊や土砂流出などの被害が発生したことから、これらに対する災害応急対応に係る職員手当等85万円、災害応急作業の委託料2,176万5,000円、重機借上料2,291万7,000円、災害復旧用の原材料費1,380万3,000円を計上するものであります。主な応急箇所ついてであります。環境衛生センター、陣屋線、社台北4番線などの路肩決壊のほか、流出した土砂の除去や道路等の清掃など合計41か所の災害応急措置を実施したものであります。これらの経費のうち一部につきましては、今後単独災害の協議を行うものであります。財源は、地方債1,160万円、財政調整基金繰入金4,773万5,000円を充当いたします。

6ページ、7ページにお戻りください。1、歳入の説明をさせていただきます。

20款繰入金、1項11目財政調整基金繰入金4,773万5,000円の増額補正であります。9月13日からの相次ぐ災害によりまして、10月27日に議決もしくは承認いただいた一般会計補正予算における国庫支出金や地方債等が確定するまでの財源措置として計上するものであります。

報告第1号の説明は以上であります。この報告第1号の補正予算（第8号）の専決処分によりまして、10月会議において議案第1号として議決していただきました、一般会計補正予算（第9号）の補正前の金額が変更となっております。変更後の議案につきましては、見え消しにより修正した議案と差し替え用の議案を皆様のお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第7号 白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君） 議7-1をお開きください。議案第7号 白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

条文については朗読を省略させていただきます。

議7-12、附則であります。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。

次に、議7-13、議案説明であります。子ども・子育て支援法等の一部改正により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」が創設されたことに伴い、本事業に必要な設備及び運営に関する基準を設けるため、本条例を制定するものである。

内容につきましては、議7-13の次のページの議案説明資料でご説明いたします。

1、経緯。こども誰でも通園制度を実施するに当たって、国が定める基準をもとに条例で定める必要があることから、新規に制定するものであります。

2、条例の概要。内容としましては大きく分けて、一般原則として、趣旨や目的、事業者の一般原則などの規定。設備の基準として、事業を行うための面積基準などの規定。職員の配置基準として、子供の年齢に応じた配置人数の規定などで構成されております。

3、こども誰でも通園制度の概要。事業内容であります。保育所等に入所していない6か月から満3歳未満の子供に、月一定時間を上限として子供、親それぞれの目線で様々な援助を行うものであります。

表に示しているとおり、3歳未満児までの預かりに対し選択肢が増え、保育ニーズに応じた対応が可能となるものであります。

説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 乳幼児ですけれども、対象になる人数と通園できる保育園はどこなのか教えていただければと思います。

○議長（小西秀延君） 齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君） 対象人数というのは、どういうことでしょうか。

○議長（小西秀延君） 12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 今保育園等に通っていない6か月から3歳未満の現在のお子さんです。

○議長（小西秀延君） 齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君） 今、人数は把握しておりませんので、調べてお答えしたいと思います。

通園できる施設につきましては、補正のほうでお話ししたいと思っておりましたが、浅利教育学園の2園と登別立正学園の1園となっております。

○議長（小西秀延君） ほかに、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第9号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 議9-1をお開きください。議案第9号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

条文の朗読は省略させていただきます。議9-16をお開きください。議案説明であります。令和7年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均3.3%の引上げ、特別給(期末・勤勉手当)の支給月数0.05月分の引上げ等の勧告を行った。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、令和8年1月期で所要の調整を行うため、また、令和7年7月1日に実施した7級職の導入等による所要の変更を実施するため関係条例の一部を改正するものであります。

議9-31の次のページをお開き願います。議案第9号から11号に係る説明資料に基づきまして、今回の改正に関する説明をしたいと思います。

今回の令和7年の給与勧告のポイントとしましては3点あります。

1つは、民間給与との格差を埋めるために給料表の水準の引上げとして、平均改定率3.3%引上げということであります。

2つ目として、ボーナスの引上げ0.05月分、これを期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものであります。

3つ目、民間の同種の手当の支給額を踏まえまして、このたび通勤手当の60キロ以上までの距離区分についての引上げに伴い改定するものであります。

1、給料表については、①行政職の給料表につきましては、大卒初任給が1万2,000円、高卒初任給が1万2,300円引上げということに伴いまして、若年層を重点的に置きつつも、そのほかの職員についても大幅に引上げ改定するものであります。②そのほかの給料表の医療職給料表2及び3についても、行政職給料表との均衡を基本に改定するものであります。

また、あわせて一般職の特定任期付職員の給料表につきましても改定するものであります。

2、期末手当・勤勉手当(ボーナス)につきましては、①一般職の年間支給月数0.05月分引上げに伴いまして、4.6月分から4.65月分となります。②再任用職員の年間の支給月数につきましても、0.05月分引上げますので、2.4月分から2.45月分。③一般職・再任用ともに引上げ分を期末手当と勤勉手当に0.025ずつ配分することといたします。④一般職の本年度の0.05月分は、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分いたします。⑤再任用職員の本年度の0.05月分も同様に12月期の期末手当及び勤勉手当に配分することといたします。

また、一般職の任期付職員(特定任期付職員)についても同様の取扱いといたします。

2ページ目に、支給月数につきまして、今ご説明した内容を記載している状況であります。

3、特別職の期末手当についてであります。①町長、副町長、教育長の期末手当については、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合を準拠していることから、一般職の改正と同様に12月期の期末手当を改正することとして、2.3月分から2.35月分といたします。8年度以降は、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分されることから、2.325月分といたします。②議会議員の皆様の期末手当についても同様でありまして、一般職の改正と同様に、12月期の期末手当を改正、2.3月分から2.35月分、令和8年度以降は、それぞれ2.325月分とするものであります。

4、通勤手当であります。民間の同種の手当の支給額との間に差があることを踏まえて、通勤手当の10キロメートル以上から60キロメートルまでの距離区分について200円から7,100円までの幅で引上げいたします。3ページに改正前と改正後を記載しております。

5、今回の実施時期であります。①給料表の改定につきましては、令和7年4月1日からの遡及適用といたします。②期末・勤勉手当の改定につきましては、今年度12月分の改定は、令和7年4月1日遡及適用といたします。③差額の支給につきましては、令和8年1月給与に実施することとしております。

6、給与改定による影響見込みにつきまして、令和7年4月から令和8年3月までの影響見込みであります。①職員（一般会計（13款給与費））の給与の増額、今回影響が出ますのは、給料表の改定に伴う本給の改定と、それに伴います期末・勤勉手当の影響、それから通勤手当、共済費、そのほか時間外の実績分見合いと、本給変更に伴う退職手当の部分の影響が見込まれております。

一般職につきましては、給料が2,459万8,000円、期末・勤勉手当1,336万8,000円、通勤手当が13万円、共済費が257万円、その他が時間外手当と退職手当の跳ね返り分として574万4,000円。

再任用につきましては、給料が107万3000円、期末・勤勉手当が35万7,000円、通勤手当が1,000円、共済費が7万2,000円、その他7万5,000円。

会計年度任用職員につきましては、給料が968万3,000円、期末・勤勉手当が433万8,000円、通勤手当14万9,000円、共済費52万2,000円、その他62万7,000円。

13款の合計といたしましては、給料3,535万4,000円、期末・勤勉手当1,806万3,000円、通勤手当28万円、共済費316万4,000円、その他644万6,000円となっております。

②町長、副町長、教育長の給与の増額、③議員報酬の増額については記載のとおりであります。

附則に戻らせていただきたいと思います。議9-15をお開きください。附則であります。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項、第3項につきましては記載のとおりですので条文の朗読は省略させていただきます。説明は以上です。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 議10-1をお開きください。議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議10-2をお開きください。議案説明であります。令和7年8月7日人事院は、官民給与の格

差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均3.3%の引上げ、特別給（期末・勤勉手当）の支給月数0.05月分の引上げ等の勧告を行った。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末・勤勉手当の支給割合に準拠している特別職の職員で常勤のものゝ期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表については記載のとおりであります。

議10-1にお戻りいただきまして、附則であります。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

第2項の期末手当の内払につきましては、記載のとおりでありますので条文の朗読は省略させていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 議11-1をお開きください。議案第11号の説明をいたします。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議11-2をお開きください。議案説明であります。令和7年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均3.3%の引上げ、特別給（期末・勤勉手当）の支給月数0.05月分の引上げ等の勧告を行った。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末・勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表については記載のとおりでありますので省略いたします。

議11-1にお戻りください。附則であります。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

第2項の期末手当の内払につきましては、条文の朗読は省略させていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第11号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第10号）、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 議1-1をお開きください。議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第10号）のご説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億7,240万1,000円を追加しまして、総額を138億37万2,000円とするものであります。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、3ページからの2、歳出につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、「第2表 繰越明許費」についてであります。4款環境衛生費、2項環境衛生費、畜犬車両更新事業556万3,000円は、当初予算及び補正予算（第9号）において計上した事業につきまして、年度内の納車が困難であることから翌年度に繰越し、事業を執行するものであります。

10款教育費、5項保健体育費、白老桜ヶ丘公園陸上競技場改修事業1,468万円は、本補正予算に計上した芝生グラウンド整備業務委託のうち、年度内の完了が困難である事業費分を翌年度に繰越して執行するものであります。

次に6ページ、「第3表 債務負担行為補正」についてであります。共用車等管理経費は、長期継続契約となるリース車4台の更新に当たって、納車までに期間を要し、あらかじめ賃貸借が必要なことから、次年度の負担分174万3,000円を限度額として。情報システム賃借は、住民情報システム用OCR機器を更新するための新規機器賃貸借が必要となることから、次年度以降5年間分の329万円を限度額として。畜産特別利子補給は、後ほど補足説明資料にてご説明いたしますが、酪農及び肉用牛経営の安定に向け、借入れ償還にかかる利息分を支援することから、令和21年度までの14年間分の32万円を限度額として。給食調理・配送・施設管理業務委託は、今年度内にプロポーザル方式により委託事業者を選定する必要があることから、次年度以降5年間分の3億6,214万3,000円を限度額として補正するものであります。

7ページ、「第4表 地方債補正」につきましては、記載のとおりでありまして、内容につきましては歳出のところの説明をさせていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきますので、18ページをお開きください。

1款議会費、1項1目議会費、(1)議員報酬等17万8,000円の増額補正であります。令和7年度人事院勧告に基づく、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により、期末手当0.05月分の引上げを行うことから、不足分を補正するものであります。財源は一般財源であります。(2)議会運営経費19万8,000円の増額補正であります。需用費の印刷製本費は、単価契約している議会だよりのページ数の増加に伴う不足見込み分、使用料は、駐車料金の不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

2款総務費、1項1目一般管理費、(1)庁舎管理経費89万1,000円の増額補正であります。光熱

水費は、電気料高騰に伴う不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)情報システム標準化・共通化対応事業は、財源振替であります。当初、財源として国庫支出金での交付が予定されておりましたが、国からの直接交付ではなく、本事業に係る基金の管理団体であります地方公共団体情報システム機構を通じて交付されることとなったことから、歳入科目を国庫支出金から諸収入に振り替えるものであります。

6項1目監査委員費、(1)監査委員経費42万4,000円の増額補正であります。次ページにわたりますが、報酬、共済費、旅費及び負担金は、監査事務に携わる会計年度任用職員の任用をパートタイムに移行することに伴う経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)介護施設等環境改善事業135万3,000円の増額補正であります。補助金は、熱中症対策として冷房設備を整備する介護施設に対し、費用の2分の1を国、4分の1を町が補助するもので、令和7年度の一般会計補正予算(第2号)で2施設4台の整備費用を計上したところですが、追加募集に伴い新たに1施設4台の内示があったことから、それらの整備費用を増額するもので、財源は国庫支出金の介護保険事業費補助金90万2,000円、一般財源45万1,000円を充当いたします。(2)物価高騰対策低所得世帯おこめ券支給事業1,223万5,000円は新規計上で、補足説明資料に基づき、後ほど担当部長よりご説明いたします。

1項2目老人福祉費、(1)介護予防支援事業所運営経費37万7,000円の増額補正であります。次のページにわたりますが、報酬、職員手当等及び共済費は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額するもので、財源は諸収入の介護予防サービス計画作成収入を充当いたします。(2)後期高齢者医療事業特別会計繰出金5,000円の増額補正であります。後期高齢者医療事業特別会計における人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額となる事務費を繰出金として計上するもので、財源は一般財源であります。(3)介護保険事業特別会計繰出金419万5,000円の増額補正であります。介護保険事業特別会計において、令和7年度の税制改正に伴う介護システムの改修に要する経費並びに人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額となる経費を事務費繰出金及び地域支援事業に係る繰出金として計上するもので、財源は一般財源であります。(4)介護医療院事業特別会計繰出金5,000万円の増額補正であります。介護医療院事業特別会計において、入所者は増加傾向にあるものの、当初想定した収入に不足が見込まれ、支出においては、人事院勧告及び退職手当組合の負担率増に伴う人件費の増加、電気料高騰に伴う光熱水費の増加が見込まれることから、資金不足解消分として繰り出しを行うもので、財源は一般財源であります。同額を財政調整基金繰入金として計上いたします。

1項3目身体障害者福祉費、(1)障害者自立支援給付費経費1億3,923万5,000円の増額補正であります。サービス利用者の増加に伴い、給付費等の不足見込み分を計上するもので、扶助費は、障害者介護給付費、児童デイサービス等給付費、障害者施設訓練等給付費、障害者相談支援給付費をそれぞれ増額いたします。あわせて令和5年度の障害者医療費及び障害者自立支援給付費の負担金の額確定により、概算で交付済みの国及び道の負担金を返還する必要が生じたことから、返還に要する経費を計上するものであります。財源は、障害者自立支援給付費負担金の国庫分6,667万6,000円、道費分3,333万8,000円、財政調整基金繰入金3,922万1,000円を充当いたします。

(2) 重度心身障害者医療費給付経費 6 万 8,000 円の増額補正であります。返還金は、令和 5 年度及び 6 年度の北海道医療事業補助金について額の確定により、交付済みの補助金を返還する必要があることから、返還に要する経費を計上するもので、財源は諸収入の過年度返還金 16 万 4,000 円を充当し、一般財源 9 万 6,000 円を減額するものであります。

1 項 5 目国民年金費、(1) 国民年金事務経費 87 万 5,000 円の増額補正であります。次のページにわたりますが、委託料は、令和 7 年度の税制改正に伴い国民年金事務システムの改修に要する経費を計上するもので、財源は国庫支出金の国民年金事務委託金を充当いたします。

1 項 6 目総合保健福祉センター管理運営費、(1) 総合保健福祉センター管理運営経費 64 万 4,000 円の増額補正であります。需用費の修繕料は、定期点検において指摘のあった避難口誘導灯、ラインポンプの修繕に要する経費、通信運搬費は、電話料の増加による不足見込み分、委託料は、廃棄物の運搬収集費用の増加による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 非常放送設備更新事業 628 万 9,000 円の新規計上であります。事業費は、全館に各種の放送を行う非常放送設備のアンプの不具合やシステム基盤の故障が判明し、非常時の放送に支障が生じないよう、修繕に要する経費を計上するもので、財源は公共施設等整備基金繰入金を充当いたします。

2 項 1 目児童福祉総務費、(1) 子ども育成推進経費 68 万 3,000 円の増額補正であります。報酬は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額するもので、返還金は、令和 6 年度の子ども・子育て支援交付金利用者支援事業分について、額の確定により、概算で交付済みの交付金を返還する必要があることから、返還に要する経費を計上するもので、財源は、子ども・子育て支援交付金利用者支援事業分の国費分 13 万 4,000 円、道費分 3 万 3,000 円、一般財源 51 万 6,000 円を充当いたします。(2) 子育てふれあいセンター管理運営経費 27 万 6,000 円の増額補正であります。扶助費は、ファミリーサポートセンター利用料助成について、当初の想定を上回る利用が見込まれることから、不足見込み分を増額するもので、返還金は、令和 6 年度の子ども・子育て支援交付金地域子育て拠点事業分について、額の確定により、概算で交付済みの交付金を返還する必要があることから、返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(3) 放課後児童対策事業経費 269 万 4,000 円の増額補正であります。次のページにわたりますが、報酬及び職員手当等は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額するもので、返還金は、令和 6 年度の子ども・子育て支援交付金特例措置分について、額の確定により、概算で交付済みの交付金を返還する必要があることから、返還に要する経費を計上するもので、財源は、子ども・子育て支援交付金特例措置分の国費分 85 万 5,000 円、道費分 85 万 5,000 円、一般財源 98 万 4,000 円を充当いたします。(4) 妊婦出産子育て支援給付経費 33 万 7,000 円の増額補正であります。返還金は、令和 6 年度の出産子育て支援交付金について、額の確定により、概算で交付済みの交付金を返還する必要があることから、返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

2 項 2 目児童措置費、(1) 児童手当給付経費 560 万円の増額補正であります。扶助費は、児童手当の支給要件に係る制度改正に伴い、対象児童数が増加し、当初の想定を上回る支給が見込まれ

ることから、不足見込み分を増額するもので、財源は、児童手当負担金の国費分447万3,000円、道費分46万4,000円、一般財源66万3,000円を充当いたします。

2項3目ひとり親家庭等福祉費、(1)ひとり親家庭等医療費給付費1万8,000円の増額補正であります。返還金は、令和6年度のひとり親家庭医療費助成事業において、資格喪失者に対する助成が判明し北海道医療事業補助金に返還する必要が生じたことから、返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

2項4目児童福祉施設費、(1)認定こども園運営等経費1,994万8,000円の増額補正であります。負担金は、保育単価の改定の影響により、施設等利用給付費が当初の想定を上回ることから、不足見込み分を増額するもので、返還金は、令和6年度の子育てのための施設等利用給付交付金及び保育対策総合支援事業補助金について、額の確定により概算で交付済みの交付金を返還する必要が生じたことから、返還に要する経費を計上するものであります。財源は、子どものための教育・保育給付費負担金の国費分1,144万9,000円、道費分351万8,000円、一般財源498万1,000円を充当いたします。(2)乳児等通園支援事業29万5,000円の新規計上であります。全ての子供の育ちを支えることを目的に、親が就労していなくても子供を預けられる、子ども誰でも通園制度の本格実施に向け、6か月から3歳未満の未就学幼児の預かり事業を実施するため、学校法人浅利教育学園、学校法人登別立正学園に業務を委託するもので、財源は国庫補助金の子ども・子育て支援交付金22万円、一般財源7万5,000円を充当いたします。

2項5目子ども発達支援センター費、(1)子ども発達支援センター管理経費33万5,000円の増額補正であります。次のページにわたりますが、報酬は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額するもので、備品購入費は、施設1階廊下に設置しているストーブ1台が故障し使用不能であることから、更新に要する経費を計上するもので、財源は諸収入の児童発達支援費収入であります。(2)子ども発達支援センター子育て支援運営経費24万9,000円の増額補正であります。報酬は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額するもので、財源は、子ども・子育て支援交付金の国庫分8万3,000円、道費分8万3,000円、諸収入の児童発達支援費収入8万3,000円を充当いたします。

4款環境衛生費、1項1目地域保健費、(1)地域保健医療推進経費14万円の増額補正であります。扶助費は、訪問看護ステーション利用者交通費助成について、利用者は当初想定を上回る見込みであることから、不足見込み分を増額するもので、財源は一般財源であります。(2)国民健康保険事業特別会計繰出金146万9,000円の増額補正であります。国民健康保険事業特別会計における人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額となる事務費を繰出金として計上するもので、財源は一般財源であります。

2項1目環境衛生諸費、(1)環境行政推進経費68万5,000円の増額補正であります。大規模な太陽光発電計画が相次いでいる状況を踏まえ、環境保全を進めることから、旅費は、先行自治体への視察に要する経費、委託料は、企業等の信用調査に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

30ページをお開きください。2項3目火葬場費、(1)白老葬苑管理経費40万8,000円の増額補正

であります。報酬、職員手当等、共済費及び旅費は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増及び通勤費の不足見込み分を増額するもので、財源は一般財源であります。

5款労働費、1項2目経済センター施設管理費、(1)しらおい経済センター改修事業235万4,000円の増額補正であります。経年劣化による雨漏りが発生し、施設の管理運営に支障が生じる恐れがあることから、同センター1階女子トイレ及び機械室屋上の防水改修を行うための経費を増額し、建具改修工事の執行残を減額するもので、財源は地方債240万円を充当し、一般財源4万6,000円を減額するものであります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、(1)農業関係資金利子補給事業3,000円は新規計上で、補足説明資料に基づき、後ほどご説明いたします。

32ページをお開きください。1項4目畜産業費、(1)畜産振興推進事業39万9,000円の増額補正であります。負担金は、草地畜産基盤整備事業において、燃料費高騰のほか、肥料使用量の増加や暗渠の疎水に係る部材の変更に伴う不足見込み分を増額するもので、財源は、草地畜産基盤整備事業負担金を充当いたします。

2項1目林業振興費、(1)私有林対策事業6万7,000円の増額補正であります。補助金は、豊かな森づくり事業において、労務費及び苗木代の高騰に伴い、当初想定を上回る実績となったことから、不足見込み分を増額するもので、財源は、道支出金の豊かな森づくり事業補助金4万円、一般財源2万7,000円を充当いたします。(2)森林環境整備事業31万3,000円の増額補正であります。給料、職員手当等は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増による不足見込み分を増額するもので、財源は森林環境譲与税基金繰入金であります。

8款土木費、2項1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費34万5,000円の増額補正であります。燃料費は、道路維持補修業務に係るガソリン等使用料増に伴う不足見込み分を増額するもので、財源は一般財源であります。

34ページをお開きください。2項3目橋梁維持費、(1)橋梁長寿命化事業392万9,000円の増額補正であります。補償金は、白老橋修繕代行事業における電話通信施設の移設復旧に伴う補償費を計上するもので、財源は地方債390万円、一般財源2万9,000円を充当いたします。

4項1目港湾管理費、(1)白老港湾MP盤水位計・変換器更新事業155万7,000円の新規事業であります。工事請負費は、港湾区域内の下水圧送用ポンプの水位計が故障し、自動運転に支障が生じていることから、更新に要する費用を計上するもので、財源は公共施設等整備基金繰入金155万7,000円を充当いたします。

4項3目海岸保全費、(1)海岸保全施設管理経費42万7,000円の増額補正であります。修繕料は、海岸保全施設の長寿命化点検において、高潮等による被害を防ぐために必要な措置を講じるよう指摘があったことから、白老港西側海岸保全施設に止水板を設置するための費用を計上するもので、財源は一般財源であります。

5項3目公園費、(1)公園施設維持管理経費36万8,000円の増額補正であります。報酬は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増による不足見込み分、光熱水費は電気料高騰に伴う不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

次のページにわたりますが、9款消防費、1項1目常備消防費、(1)消防本部運営経費39万4,000円の増額補正であります。消耗品費は、令和7年度当初予算において、次年度採用予定を1名として新規採用職員等制服の貸与品購入経費を計上しておりましたが、採用予定者が5名と増員することから、4名分の貸与品購入に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)消防活動経費76万3,000円の増額補正であります。消耗品費及び手数料は、消防車3台について、経年劣化によりタイヤホイール穴が摩耗し、危険な状況にあることから、ホイールの更新、併せて冬用タイヤを購入、組替えする費用を計上するもので、財源は一般財源であります。(3)救急活動経費24万円の増額補正であります。燃料費は、救急活動に係る給油量及び単価増に伴う不足見込み分を増額するもので、財源は一般財源であります。(4)常備消防施設維持管理経費283万6,000円の増額補正であります。燃料費は、燃料単価の高騰による不足見込み分、光熱水費は電気料高騰に伴う不足見込み分を増額するものであります。あわせてセキュリティー対策として、消防庁舎2階に女性専用エリアを設けるための改修、鍵つきロッカーの購入に要する費用を計上するもので、財源は一般財源であります。(5)消防職員防火衣更新事業92万8,000円の減額補正であります。備品購入費は、事業の完了に伴う不用額を減額するもので、財源は一般財源を同額減額いたします。(6)水難救助資機材整備事業5万6,000円の減額補正であります。備品購入費は、資機材の整備に係る事業の完了に伴い、不用額を減額するもので、財源は、まち・ひと・しごと創生基金繰入金5万6,000円を減額するものであります。

1項3目消防施設費、(1)消防庁舎ボイラー更新事業118万8,000円の減額補正であります。工事請負費は、事業の完了に伴う不用額を減額するもので、財源は国庫支出金の委託金43万1,000円、公共施設等整備基金繰入金75万7,000円を減額するものであります。

38ページをお開きください。(2)消防庁舎スタッキングドア改修事業79万2,000円の減額補正であります。工事請負費は、事業の完了に伴う不用額を減額するもので、財源は地方債80万円を減額し、一般財源8,000円を増額いたします。

1項4目災害対策費、(1)津波避難対策事業1,547万3,000円は新規計上で、後ほど補足資料に基づき説明いたします。

10款教育費、1項2目事務局費、(1)教育委員会事務局経費54万4,000円の増額補正であります。借上料は、10月1日の豪雨災害の際、運行不能となった教育支援バスについて、修理の長期化が見込まれることから、借り上げ期間延長に伴う不足見込み分を増額、負担金は、全道へき地複式教育研究会の事務局変更による不用額を減額するもので、財源は一般財源であります。

1項4目指導厚生費、(1)教職員福利厚生経費20万円の減額補正であります。委託料は、学校職員定期健康診断の完了に伴う不用額を減額するもので、財源は一般財源を同額減額いたします。

1項5目諸費、(1)私立高等学校教育補助金10万8,000円の減額補正であります。次のページにわたりますが、北海道栄高等学校運営費の補助額決定に伴う不用額を減額するもので、財源は一般財源を同額減額いたします。

2項1目学校管理費、(1)小学校施設管理経費273万1,000円の増額補正であります。燃料費及び光熱水費は、使用量の増加や単価の高騰に伴う不足見込み分を増額、委託料は、消防用設備等

点検に係る不用額を減額するもので、財源は一般財源であります。(2)小学校施設整備事業94万6,000円の減額補正であります。虎杖小学校外壁改修工事の完了に伴う不用額を減額するもので、財源は、公共施設等整備基金繰入金を同額減額するものであります。

2項2目教育振興費、(1)小学校教育振興一般経費62万円の増額補正であります。報酬、職員手当等及び旅費は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増及び通勤費の不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

3項1目学校管理費、(1)中学校施設管理経費439万5,000円の増額補正であります。燃料費及び光熱水費は、使用量の増加や単価の高騰に伴う不足見込み分を増額するもので、財源は一般財源であります。

42ページをお開きください。3項2目教育振興費、(1)中学校教育振興一般経費13万円の増額補正であります。報酬及び職員手当等は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)中学校教師用教科書・指導書購入事業19万1,000円の減額補正であります。同事業の完了に伴う不用額を減額するもので、財源は、ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を同額減額するものであります。

4項2目公民館費、(1)白老コミセン非常用放送設備更新事業116万6,000円の新規計上であります。修繕料は、一部が正常に作動せず3階各室への放送に支障が生じていることから、設備の更新に要する費用を計上するもので、財源は公共施設等整備基金繰入金を充当いたします。

4項3目図書館費、(1)図書館運営経費10万4,000円の増額補正であります。光熱水費は、電気料高騰に伴う不足見込み分、備品購入費は、クリスタ・ジロメトビン様からの指定寄附を財源としてブックスタンドを購入するもので、財源は寄附金2万円、一般財源8万4,000円であります。

4項4目文化財保護費、(1)史跡白老仙台藩陣屋跡第2次環境整備事業176万2,000円の増額補正であります。次のページにわたりますが、報酬は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増による不足見込み分、報償費及び旅費は調査期間の延長に伴う発掘担当者への謝礼金並びに会議に係る整備委員会委員への謝礼金及び交通費の不足見込み分、印刷製本費は、調査報告書のページ数増に伴う増加分を計上するもので、財源は国庫支出金の埋蔵文化財調査事業補助金18万2,000円、ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金158万円を充当いたします。

5項2目体育施設費、(1)白老桜ヶ丘公園陸上競技場改修事業1,930万円は新規計上でありまして、後ほど補足説明資料に基づきご説明いたします。

6項1目しらおい食育防災センター管理運営費、(1)しらおい食育防災センター事務経費22万3,000円の増額補正であります。報酬、職員手当等、共済費及び旅費は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増及び通勤費の不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)しらおい食育防災センター運営経費262万7,000円の増額補正であります。次のページにわたりますが、光熱水費及び使用料は、使用料の増加及び料金の値上げに係る電気料、水道料等の不足見込み分、修繕料は、計量ポンプの整備、厨房内特殊床面補修、手数料は、食器洗浄機のプレート盤清掃に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(3)学校給食費無償化事業85万3,000円の増額補正であります。物価高騰に伴う賄材料費の不足見込み分を増額する

もので、財源は、ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

12款公債費、1項1目元金、(1)長期債元金償還費3億2,944万3,000円の新規計上であります。第三セクター等改革推進債における令和8年3月から12年9月までの未償還元金を一括して償還するもので、財源は全額町債管理基金繰入金を充当いたします。

13款給与費、1項1目給与費、(1)職員等人件費6,147万2,000円の増額補正であります。令和7年度人事院勧告による法律改正に基づく条例改正により、一般職については、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料を平均3.3%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.25月分引上げることに伴い、また、退職手当組合負担金につきましては、人事院勧告による影響と負担金率の増に伴う必要な経費を増額するものであります。財源は、当初人件費の特定財源としていた介護予防サービス計画作成収入37万7,000円を本補正予算に計上した介護予防支援事業所運営経費の財源とし、児童発達支援費収入418万8,000円を子ども発達支援センター管理経費及び子ども発達支援センター子育て支援運営経費の財源とするため減額し、退職手当追加負担金積立基金繰入金の不足分354万6,000円、一般財源であります。財政調整基金繰入金5,872万1,000円を充当いたします。

48ページをお開きください。14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金1億7,186万8,000円の増額補正であります。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金694万6,000円は、今年度の教育に関する事業の財源として、特定防衛施設周辺整備調整交付金を積立てするものであります。

ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金は、寄附分として8月から10月までの3か月分の指定寄附金3億2,082万8,000円のおおむね2分の1の1億6,042万2,000円を積み立てるものであります。

産業振興基金積立金は、寄附分として、株式会社敷島ファーム様から100万円の指定寄附があったことから、寄附額分を積立てするものであります。

まち・ひと・しごと創生基金積立金350万円は、企業版ふるさと納税として株式会社合同資源様からの寄附100万円、大東開発株式会社様からの寄附150万円、株式会社エスワイプロモーション様からの寄附100万円を積み立てるものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

14ページにお戻りください。20款繰入金、1項11目財政調整基金繰入金1億4,794万2,000円の増額は、歳出でご説明したとおり障害者自立支援給付経費3,922万1,000円、介護医療院事業特別会計繰出金5,000万円、職員人件費5,872万1,000円の一般財源相当額を繰入れするものであります。

21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金3,485万9,000円の増額であります。歳出総額に対する歳入不足分として計上するもので、これにより繰越金の留保額につきましては、3,787万7,000円となります。

私からの説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど12番、西田祐子議員からの質問で答弁保留がありました分を先に答弁させます。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君） 申し訳ございません。議案第7号の質問の部分であります。6か月から満3歳未満で保育園などに通っていない子供の人数は39名となっております。

○議長（小西秀延君） それでは一般会計補正予算第10号について引き続き説明を願います。

三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君） それでは個別の新規事業についてご説明いたしますので、黄色い表紙の資料を御覧ください。

まず1点目、物価高騰対策低所得世帯おこめ券支給事業であります。事業費は1,223万5,000円、財源については、国から追加交付のありました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の1,032万円を活用して行うものであります。残りは一般財源となります。

目的としましては、エネルギー、食料品等の物価高騰による負担が増加し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）におこめ券を支給することで、生活を支援し影響の緩和を図るものであります。

配布対象者につきましては、令和7年1月1日時点で白老町に住民登録がある方、令和7年度の住民税の課税対象者で、引き続き令和7年12月1日まで住民登録されている世帯を対象といたします。なおかつ、世帯全員が令和7年度の住民税の均等割非課税の世帯とさせていただきます。

配布するおこめ券の金額につきましては、一世帯当たり500円券が6枚、1枚当たり440円分購入できますので、実金額としては2,640円となります。

実施方法としましては、おこめ券購入後、プッシュ型で1月中旬から下旬までには各世帯に郵送したいと考えております。事業費の内訳につきましては記載のとおりであります。

続きまして、次のページ、農業関係利子補給事業、事業費は3,000円、財源は記載のとおりとなります。酪農及び肉用牛経営の安定化を図るため、負債の償還が困難な経営体に対し、3年間の負債償還額の借換資金の融通を行う融資機関に対して利子補給を行うものでありまして、国が今回、令和7年度の緊急対策として新たに酪農・肉用牛担い手緊急支援資金を創設し、運用を行うものに対して利子補給をするものであります。

事業内容としましては、酪農及び肉用牛を経営する農家さんが、資金繰りの安定を図るため緊急支援が必要な資金の貸付けを行った融資機関に対して利子補給するもので、利子補給の負担割合としましては、道の負担が0.12%、市町村の負担が0.06%、農協についても同じく0.06%となっております。12月1日に町内の2件の農家さんが借入れを行っており、償還期間が令和21年までとなっておりますので、その償還期間内の利子補給分32万円につきまして、今回、債務負担行為をさせていただくものであります。

私からは以上です。

○議長（小西秀延君） 鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 続きまして3番の津波避難対策事業についてご説明申し上げます。事業費につきましては1,547万3,000円、財源の内訳につきましては記載のとおりであります。

今回のこの事業につきましては事業目的が2つあります。1つ目は、津波浸水区域図作成業務委託、2つ目として津波避難施設基本構想（計画）の作成業務委託と先進地視察としております。

事業の概要としましては、津波警報（津波高が1メートルから3メートル程度）及び大津波警報（津波高が5メートル程度）に対応した浸水想定区域図、詳細なものを作成することとしております。詳細な作成によって津波警報時の合理的な避難指示や効果的な避難指示が出せることになることと、防災体制を充実できるというふうに考えております。

2つ目の津波避難施設基本構想につきましては、社台地区の旧社台小学校の敷地を活用しまして、津波避難施設、築山造成の基本構想を策定しようと予定しております。この部分につきましては、北海道内では築山の津波避難施設を造っているところはなく、今、千葉県の海岸沿いのところで先進地があることから、そちらへの視察旅費の分、それから設計の部分の委託を行うものとして、作成委託料として考えております。

事業効果としましては、住民合意形成と安全性を備えた津波避難施設整備の推進が行われると考えております。

以上です。

○議長（小西秀延君） 富川教育部長。

○教育部長（富川英孝君） 続きまして4番、白老桜ヶ丘公園陸上競技場改修事業について説明をさせていただきます。

事業費につきましては、1,930万円、財源につきましては、全額公共施設等整備基金繰入金を予定したいと考えております。

事業の目的ですけれども、サッカーJリーグが2026年8月から秋春制へのシーズン移行ということに伴いまして、本町においてJ1クラブのFC東京が事前キャンプを実施していただけるということになりましたので、その練習場所となる白老桜ヶ丘公園陸上競技場をJ1が求めるピッチ状態まで改修していくための第1段階というような形で、今回させていただくものであります。

事業概要につきましては、まず一つが陸上競技場のインフィールド芝生改善ということで、面積はおおむね9,400平方メートル、作業内容につきましては芝生の刈り込み、あるいはコアリング、播種といったことで改善を図りたいということになっております。

あわせて(2)ですけれども、陸上競技場のトラックの縁石等埋設物の撤去、このことにより周辺にも多少芝生の範囲を広げていきたいと考えております。

事業費の内訳につきましては、それぞれ1,650万円、280万円という形になっております。

事業効果につきましては、町の知名度向上、子供たちの夢や希望の創出、合宿誘致による関係人口・交流人口等の増加などと考えております。

説明は以上になります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 議2-1をお開き願います。議案第2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）ですが、このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ154万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億3,650万7,000円とする補正であります。

次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、2、歳出につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明をさせていただきます。6ページ、7ページをお開きください。

1款総務費、2項1目賦課徴収費、(1)徴収事務職員経費20万8,000円、(2)賦課徴収事務経費6万円、いずれも人事院勧告に伴う給与改定による増額であります。

次に、4項1目医療費適正化特別対策事業費、(1)レセプト点検経費31万円。この経費につきましても給料、職員手当等それぞれ人事院勧告に伴う給与改定による増額であります。

次に、6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、(1)特定健康診査等未受診者対策事業経費27万3,000円。次のページにわたりますが、報酬、給料、職員手当等それぞれ人事院勧告に伴う給与改定の増になります。

2項1目保健衛生普及費、(1)国保保健指導事業経費61万8,000円。給料、職員手当等それぞれ人事院勧告に伴う給与改定による増額であります。

この財源につきましては、全て一般会計の繰入金を充当するものであります。

次に、9款諸支出金、1項2目償還金、(1)償還金7万7,000円。返還金ですが令和6年度社会保障税番号制度システム整備費等補助金の確定による返還であります。7万7,000円ですが、一般財源であります。これにつきましては前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳入、4ページ、5ページですが、ただいま歳出のところで説明をさせていただきましたので説明は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、

議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 議3-1をお開き願います。議案第3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。このたびの補正予算は歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億1,934万8,000円とする補正予算であります。

続きまして、次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」、1、歳入、次ページの2、歳出につきましては記載のとおりであります。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の2、歳出を説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

1款総務費、2項1目徴収費、(1)賦課徴収事務経費5,000円であります。報酬であります但し人事院勧告に伴う給与改定による増額になります。財源につきましては、一般会計繰入金を充当するものであります。

前ページの歳入につきましては、ただいま説明をさせていただきましたので説明は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第4号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案の説明をお願いいたします。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君） 議4-1をお開きください。議案第4号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ680万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,432万3,000円とする補正であります。

次に、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明をさせていただきます。

1款総務費、1項1目一般管理費、(1)介護保険運営経費は226万1,000円の増額補正であります。給料、職員手当等は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の単価増、委託料は、令和7年度税制改正による介護保険システム改修により増額するもので、財源は一般会計繰入金であります。

3項2目認定調査費、(1)介護認定調査経費は137万2,000円の増額補正であります。給料、職員手当等は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の単価増により増額するもので、財源は一般会

計繰入金であります。

3款地域支援事業費、1項3目一般介護予防事業費、(1)介護予防把握事業経費は105万8,000円の増額補正であります。給料、職員手当等及び共済費は、人事院勧告に伴う一般職及び会計年度任用職員の単価増により増額するもので、財源は一般会計及び基金繰入金であります。

次に、8ページ、9ページになります。(2)介護予防普及啓発事業経費は31万4,000円の増額補正であります。給料、職員手当等は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の単価増により増額するもので、財源は一般会計及び基金繰入金であります。

2項1目総合相談事業費、(1)総合相談事業経費は41万9,000円の増額補正であります。給料、職員手当等は、人事院勧告に伴う一般職の単価増により増額するもので、財源は一般会計及び基金繰入金であります。

2項7目認知症総合支援施策事業費、(1)認知症総合支援施策事業経費は120万9,000円の増額補正であります。給料、職員手当等及び共済費は、人事院勧告に伴う一般職の単価増により増額するもので、財源は一般会計及び基金繰入金であります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。4款基金積立金、1項1目介護給付費事業基金積立金は17万1,000円の増額補正であります。介護保険事業基金運用利子の増加分を増額するもので、財源は介護保険事業基金積立金利子であります。

4ページ、5ページにお戻りください。1、歳入です。6款財産収入、1項1目利子及び配当金は、ただいまご説明をしました介護給付費事業基金利子17万1,000円を増額するものであります。

7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金(総合事業)から5目その他一般会計繰入金まで、また2項1目介護保険基金繰入金は、歳出でご説明した今年度の人事院勧告及びシステム改修に伴い663万3,000円を増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長(小西秀延君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第5号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計補正予算(第2号)、議案の説明をお願いいたします。

本間病院事務長。

○病院事務長(本間 力君) 議5-1をお開きください。議案第5号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ798万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億634万円とさせていただき補正であります。

次に、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の1、歳出からご説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費、(1)介護医療院一般管理事務経費798万円の増額補正であります。給料、職員手当等及び共済費は、会計年度任用職員の人事院勧告に伴う増額及び退職手当組合の負担率増などによるもので、総額298万円を見込むものであります。

負担金、補助及び交付金500万円につきましては、当初予算の計上でご指摘のあった入所者の居住費に含まれる光熱費分であります。施設面積は病院施設80%、それから介護医療院施設20%とし、介護医療院が負担する額を病院会計に対し負担金として計上するものであります。財源はサービス収入が減収のため一般会計からの繰入金を充当いたします。

次に、4ページ、5ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。1款サービス収入、1項1目施設介護サービス費3,602万円、2項1目自己負担金収入600万円、それぞれの減は、当初予算におきまして1日当たり14.6人の入所を見込んでおりましたが、開院5月から10月までの実績につきましては、3.8人となっております、現在まで8人の入所者にとどまっており、3月までの見通しを含め、減額するものであります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、ただいま説明したサービス収入の減額及び歳出の増額の見込みを、一般会計から繰入金5,000万円を増額するものであります。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長(小西秀延君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

1番、水口光盛議員。

○1番(水口光盛君) 1番、水口です。7ページ、細かい金額云々ではなくて考え方だけ整理させてください。特別会計の介護医療院の会計ですが、一般会計から5,000万円繰入れすると。そういう中でサービス収入が減ったから一般会計繰入分は分かりました。ただ、歳出の部分の18節負担金ですが500万円、当初予算にご指摘があったということで指摘した会派なのですが、それは指摘しました。この500万円が、例えば、この議案を見ると病院会計の補正というのは上がっていないのですが、上がらないで病院会計にそのまま支出することが可能かどうかという会計の考え方だけお聞かせ願います。

○議長(小西秀延君) 本間病院事務長。

○病院事務長(本間 力君) 病院会計の当初予算上で申し上げますと、今回の人事院勧告分も含めてですけども、当初の見込みとしては補正が伴わないということで、今回は補正予算には至っていないという状況であります。

加えまして、今回、介護医療院事業特別会計につきましては、当初から言葉は適切ではないかもしれませんが、ぎりぎりの予算を精査した中で組んでおりましたので、さらに、先ほど申したとおり当初予算でご指摘がありまして、当然のことながら施設の割合を踏まえた中で、サービス収入の居住費の分を含めて、今回、整理をさせていただいたというところであります。したがって病院会計につきましては当初予算上の中で、今回の執行額の増、光熱水費の物価高騰による負担分につきましては、予算の範囲内で対応できるという精査のもとで、介護医療院会計の補

正予算を上程させていただいたという経緯であります。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第6号 条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 議6-1をお開きください。議案第6号 条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

条文の朗読は省略させていただきますので、議6-3をお開きください。議案説明であります。

職員の分限処分については、地方公務員法により、6か月の条件付採用期間を経て正式採用とした職員に適用としていますが、同法第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員に対して、当該職員等における勤務実績不良や職務遂行困難など、必要な適格性を欠く場合等に分限処分を適用すべく必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議6-2にお戻りください。附則であります。この条例は、令和8年1月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） この趣旨の第1条に地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づきとありますけれども、これに基づいて必要な事項を定めたと言っているのですけど。これは一部改正ではないので新たな条例なのだけど、地方公務員法はいつ制定されて、こういう町として条例制定になったのですか。法律がいつの時点で変わって、以前からあったものが、見逃して町がやったのか、その辺の整合性をお聞きします。

○議長（小西秀延君） 鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 条例の制定の趣旨としましては、地方公務員法に6か月の条件付採用期間中の適正を欠く判定の部分はもともと定められていた状況ですけれども、本町独自として第2条に定めている降任及び免職というところを新たにしっかり明示することによって、より条件付採用期間中の職員に関する取扱いをきっちり対応していきたいという趣旨で、今回の条例を制定させていただくということになりますので、条件付の6か月の部分については、もともと地方公務員法の中では定められているもので、国で新たに示されたものではありません。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） この条項がいつ国で制定されているのか。今回、町として条例制定した

けれど、そういうような懸案事項とか対象となる事案、そういうものがあって、あるいは予測をしてつくったものなのか。その必要度を考えると、国の法律が何年か前にあって、そのときに本来はやるべきだったけれど、なぜ今やったのかということを知ったのだけど。そういう事案や事象とかということは、実際に町として、我々には報告はないけれど水面下でそういう事象があって、これを制定しなければいけない状況に陥ったのかどうか。その辺を具体的にお聞きします。

○議長（小西秀延君） 鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 個別の情報というか具体的にということ、どこまでお話できるかということですが、基本的に条件付採用期間の6か月間で勤務成績が良好であるということで、何もなければ6か月終了するときに勤務成績は大丈夫ですよということで正式に職員として採用されるというような流れがこれまでずっと変わらずあったかと思います。

今起きている事象としましては、例えば6か月間の条件付採用期間に体調を崩されて病気休職を取られるような状況で、そのときには地方公務員法でさらに条件付採用期間を6か月延長することもできるのですが、結果、1年たってもなかなか戻ってこれられないような状況。近年の職員採用の部分も含めて、我々としても地方公務員法の当てはめだけではなかなか判断しづらいという案件がこの2、3年でかなりありまして、今後、見通しとしてあるかと言われたら、ないほうがよいと思いますが、今後の職員採用も踏まえて考えた中で、本町としてこの条例を制定することでしっかり対応していきたいという考えで提案させていただいております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第12、議案第8号 白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 議8-1をお開きください。議案第8号 白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

条文の朗読は省略させていただきまして、議8-2をお開きください。議案説明であります。

公職選挙法施行令の一部改正により、物価変動等を考慮して国政選挙における選挙運動用自動車の使用やビラ作成の公営に要する経費等の上限額が引上げられたことに伴い、白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動に係る公費負担の上限額についても、国に準じる改正をすべく所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議8-3以降に新旧対照表をつけておりますが、内容については記載のとおりでありますので省略させていただきます。

議8-1にお戻りください。附則であります。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項、適用区分につきましては、条文の朗読は省略させていただきます。

説明は以上です。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第13、議案第12号 白老町立国民健康保険病院及び白老町立介護医療院の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 議12-1をお開きください。議案第12号 白老町立国民健康保険病院及び白老町立介護医療院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について議案の説明をいたします。

条文の朗読は省略させていただきます。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。

議12-2をお開きください。議案説明です。

白老町立国民健康保険病院で新たに訪問リハビリテーションを実施するに当たり、介護保険法の規定により定められた指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づいて、算出した額を使用料として徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。

議12-3の新旧対照表につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

議案第12号の説明は以上です。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第13号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

小玉消防長。

○消防長（小玉 修君） 議13-1をお開きください。議案第13号であります。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

条文については、朗読を省略させていただきます。

議13-3をお開きください。議案説明であります。

白老町火災予防条例の一部改正について、令和7年2月26日に発生した大船渡市における大規模な林野火災の教訓を踏まえ、消防庁において消防防災対策の在り方を見直すに当たり、林野火

災を予防する観点から、各自治体における林野火災に関する警報や注意報の発令及び運用など、実効性を高める施策を行うべく所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議13-2をお開きください。附則であります。この条例は、令和8年1月1日から施行する。

続きまして、議13-4から13-5までの新旧対照表につきましては記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の議案説明を終わります。

日程第15、議案第14号 議決事項の変更について、議案の説明をお願いいたします。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 議14-1をお開きください。議案第14号 議決事項の変更についてであります。

令和7年6月20日議決の令和7年度施行 敷生橋橋梁修繕工事の請負契約の締結について、変更がありますので議会の議決に供するものであります。

変更は契約の金額であります。内容につきましては次ページの議案説明で説明をさせていただきますので、議14-2をお開きください。

1、工事場所、白老郡白老町字竹浦。

2、現請負金額、1億4,850万円。

3、新請負金額、1億5,475万9,000円。625万9,000円の増額になったものであります。

4、変更理由、本工事におきまして、本年9月13日に発生した低気圧による大雨災害の影響から、敷生川が増水し仮設足場材の一部が被災を受けたことによる復旧費の計上、さらには現場条件に伴う仮設作業用架台の変更及び構造物撤去処分費の概数確定に伴う設計変更を実施し、請負代金を変更するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第14号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第14号の議案説明を終わります。

日程第16、議案第15号 損害賠償額の決定について、議案の説明をお願いいたします。

三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君） 議15-1をお開きください。議案第15号 損害賠償額の決定についてご説明いたします。

議15-2を御覧ください。議案説明であります。

損害の発生状況です。

1、当事者、甲、乙、記載のとおりとなります。

2、状況、国の施策により全国自治体に取り組んでいる自治体情報システム標準化・共通化について、甲は、対象となる戸籍情報システムについて、標準準拠システムへの移行が令和8年3月31日をもって完了することとなった。

この移行に伴い、甲と乙との間で令和3年10月に締結した「令和3年度戸籍情報システム賃貸借」契約について、当初賃貸借期間を令和9年3月31日までとしていたところ、甲は、当該システムの賃貸借が不要となり、令和8年3月31日付で本契約を解除したい旨を乙に申し出た。

本契約の解除に際しては、賃貸借期間の中途に当たるため、乙は損害が発生するが、その損害に係る賠償額については、前述のとおり国が取り組む施策との趣旨から、全額が国の補助金（デジタル基盤改革支援補助金）により甲に補填されるものである。

3、損害賠償額、本件は、甲の都合による契約解除に伴い発生する損害であることから、本契約書第16条及び第19条の規定に基づき、甲及び乙で協議した結果、甲は乙に対し、損害額543万5,760円の全額を支払うこととする。

なお、本件に係る賠償金の予算につきましては、令和7年度当初予算で計上済みで、情報システム標準化・共通化対応事業の中で2,355万7,000円を計上済みであります。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第15号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第15号の議案説明を終わります。

日程第17、議案第16号 損害賠償額の決定について、議案の説明をお願いいたします。

三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君） 議16-1をお開きください。議案第16号 損害賠償額の決定についてであります。

次のページ、議16-2をお開きください。議案説明であります。

損害の発生状況ですが、議案第15号と同様の内容でして、同じく令和3年10月に締結しました総合住民情報システム自治体クラウド使用料につきまして、令和8年3月31日付で本契約を解除することから、損害額1,811万7,000円を支払うものであります。

こちらにつきましても、賠償額につきましては令和7年度当初予算で計上済みであります。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第16号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第16号の議案説明を終わります。

日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

この議案は人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき、審議する当日に配付される議案であります。

よって本日の議案説明においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願います。

○議長（小西秀延君） 日程第19、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君） 報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）ご説明いたします。

報2-2をお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180第1項の規定に基づきまして、町長において専決処分することができる事項について、専決処分を令和7年11月27日に行っております。

1、損害賠償の額、38万2,855円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりです。

報2-3を御覧ください。事故の発生状況です。

1、日時、令和7年10月7日火曜日、正午頃。

2、場所、白老町大町3丁目1番7号、中央広場内。

3、当事者、甲、乙、記載のとおりです。

4、状況、令和7年10月7日正午頃、乙が車両を駐車するため、グレーチングの上をタイヤが通過した際、グレーチングが傾き、鋭角な部分がむき出しになったことにより、タイヤのパンク及びバンパーが損傷したものであります。

5、被害の程度、乙、右前方タイヤのパンク、フロントの損傷。

6、損害賠償額、本件は、甲が管理する大町中央広場内において、グレーチングの固定不足が原因で発生した事故であるため、甲は乙が指定する方法により、車両修理費用等38万2,855円全額を支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

報2-4に現状位置図等をつけております。

説明は以上です。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の議案説明を終わります。

---

◎閉会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上をもって定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。  
これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前11時55分）